5号機 圧力プレート設置等に係わる工事計画審査期間の延長について

平成 18 年 12 月 6 日

浜岡原子力発電所 5号機低圧タービンの圧力プレー ト設置等の工事について、平成 18年 11月 8日に、経済産業大臣に工事計画(1)の届出を行い、現在、審査を受けています。

(平成 18年 11月 8日お知らせ済み)

本日、経済産業大臣より、当該工事計画の審査に当たっては、解析条件等を確認する必要があり、そのため専門家に意見を聴くとともに、独立行政法人原子力安全基盤機構に妥当性の評価を指示しているため、法律で定められた期間(2)内に終了しないことから、審査期間を平成18年12月22日まで延長する(3)との主旨の通知がありましたのでお知らせします。

- 1 発電所設備の設置工事等を行う場合には、電気事業法上、工事の内容に応じ、工事の計画について経済産業大臣の認可を受けるか、または経済産業大臣に届出を行うこと、と規定されています。
- 2 法律で定められた期間とは、電気事業法上、届出の受理日から30日間と規定されており、その間は届出に係わる工事は実施できません。
- 3審査期間の延長については、電気事業法上、経済産業大臣は、工事計画の審査に相当期間を要し、当該審査が30日間で終了しないと認める相当の理由があるときは、この期間を延長することができる、と規定されています。

以上